

# 令和6年（不）第1号事件

R 6 . 3 . 19受付  
新 規

申立人 X組合

被申立人 Y法人

## 請求する救済の内容

- 1 懲戒処分の撤回
- 2 業務命令の撤回
- 3 経済的損失の回復
- 4 団交の開催
- 5 謝罪文の手交・掲示

## 申立人主張の要旨

被申立人が行った次の各行為は労働組合法第7条第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する不当労働行為に該当する。

- (1) 組合員に対する業務命令についての申立人からの団体交渉の申入れに応じず、組合員に対して懲戒処分を行い、その後もこの業務命令や懲戒処分についての団体交渉を拒否しながら、組合員に繰り返し業務命令の履行を迫り、懲戒処分を行った。
- (2) 申立人からの団体交渉の申入れに係る書面や組合員からの報告書等の受取拒否や受取拒絶を繰り返して行った。
- (3) 令和5年（不）第1号事件における組合員の証人尋問開催直前に懲戒委員会を開催し、組合員に対して懲戒処分を行った。

## 審査経過

被申立人に答弁書の提出を求めて、令和6年度に繰り越した。